

日本税関労働組合 専従者補償基金規則

（根拠）

第1条 この規則は、日本税関労働組合同規約（以下、「規約」という。）第43条第4項に基づき定める。

（目的）

第2条 この規則は、規約第36条第3項による休職専従となった者（以下、「休職専従者」という。）に対して支払う専従者損失補償を確保するため、専従者補償基金（以下、「基金」という。）を設け、適正な管理及び公正な運営に資することを目的とする。

（補償の給付内容）

第3条 日本税関労働組合（以下、「税関労組」という。）が専従者に対して補償すべき給付の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）俸給及び期末・勤勉手当
- （2）退職手当
- （3）地域手当、超過勤務手当、退職年金

（起算日）

第4条 補償期間の起算日は、休職専従を解いた日の翌日（以下、「復職日」という。）とする。

（補償額の算出）

第5条 第3条に定める補償額の算出は、次の各号に定めるところによる。

- （1）俸給及び期末・勤勉手当

復職時において、その者が受ける給与の級号俸とその者が休職専従しなかったとしたならば受けていたと推定される給与の級号俸を基準として、それぞれ通常昇格・昇給したものと仮定して算出した給与の額との差額の10年間の合計額とする。

ただし、期末・勤勉手当の損失額の算出に当たって支給率（復職日現在による。）に乗ずべき月額には調整手当、扶養手当を含めないものとする。

- （2）退職手当

復職時の級号俸を基準として、満58歳に達する日の退職手当とその者が休職専従しなかったとして満58歳に達する日の退職手当との差額とする。

- （3）地域手当、超過勤務手当、寒冷地手当、退職年金等の雑損失補償は次の額を最高限度とする。

組合専従期間が6ヶ月未満の場合30万円

6ヶ月以上1年以下の場合40万円

1年を超え2年以下の場合50万円

2年を超え3年以下の場合60万円

- （4）その他補償額の算出にかかる方法は別表で定める。

（支払方法）

第6条 補償金は、前条に規定する補償額の全部を復職日に支払うものとする。

ただし、前条第1号及び第2号に規定する補償金は、休職専従であった者が復職日から5年以上に退職した場合（死亡退職を除く）には、当該退職日までの精算額として過払額はただちにこの基金へ返納しなければならない。

日本税関労働組合 専従者補償基金規則

(基金の原資及び管理方法)

第7条 一般会計から原資として、専従者補償基金特別会計に積立金として支出し、確実な金融機関に預け入れ、管理しなければならない。

(実施機関)

第8条 この規則による補償は、中央執行委員会の承認を得て中央執行委員長がこれを執行する。ただし、規約第43条第2項は除く。

(改廃)

第9条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

別表

1. 給与補償額算出に必要な事項は、次のとおりとする。ただし、次の（注）に定めるものは、その定めるところに従うものとする。

[illegible]

(注) 一覧表のうち規則にない項目の取り扱いを次のとおりとする。

(1) 級号俸

給与補償額算出基準となる級号俸の取り扱いは、人事院規則級別資格基準表によることとする。

(2) ベア率

復職時を基準に、過去10年間の人事院勧告のうち、本俸配分勧告率の最高率及び最低率の各2年を切り捨て、6年分の平均率をベア率とする。(平均率は小数点以下2位までとし、3位は四捨五入する。平均ベア率がマイナスとなった場合は、ベア率を0とする。)

(3) 算出金額

本表による算出額は、円未満切り捨てとする。

(4) 期間

12 か月（月例給）に一時金支給月数を足した月数とする。

2. 退職手当損出補償額算出に必要な事項は、次のとおりとする。ただし、次の（注）に定めるものは、その定めるところに従うものとする。

[illegible]

日本税関労働組合 専従者補償基金規則

(注) 一覧表のうち規則にない項目の取り扱いを次のとおりとする。

(1) ベア率

給与補償算出のベア率と同様の扱いとする。

(2) 算出金額

本表による算出額は、円未満切り捨てとする。

附 則（平成 17 年 10 月 12 日 第 46 回大会）

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日 第 47 回大会）

- 1 この規則は、平成 18 年 9 月 30 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 25 日 第 49 回大会）

- 1 この規則は、平成 20 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 24 日 第 51 回大会）

- 1 この規則は、平成 22 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 15 日 第 58 回大会）

- 1 この規則は、平成 29 年 9 月 19 日から施行する。